

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件

(平成十六年三月三十一日)

(経済産業省告示第百二十四号)

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の十五第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を次のとおり定め、平成十六年四月一日から施行する。

租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件

(令二経産告七三・題名追加)

(認定申請書の提出)

第一条 租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項の経済産業大臣の認定を受けようとする投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)又は同条第七項の経済産業大臣の認定を受けようとする、金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二十九条の登録を受けた同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者(以下「少額電子募集取扱業者」という。)は、次の各号に掲げる認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該投資事業有限責任組合が株式保有特定中小会社等(当該組合がその株式を保有する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十三第一項第二号に掲げる特定中小会社(以下「特定中小会社」という。)及び同法第四十一条の十八の四第一項第二号に掲げる特定新規中小会社(以下「特定新規中小会社」という。)をいう。以下同じ。)に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものであることにつき経済産業大臣の認定を受けたい旨その他参考となるべき事項を記載した様式第一による認定申請書

二 当該少額電子募集取扱業者が募集取扱特定中小会社等(当該少額電子募集取扱業者がその募集又は私募を取り扱う株式を発行する特定中小会社及び特定新規中小会社をいう。以下同じ。)に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものであることにつき経済産業大臣の認定を受けたい旨その他参考となるべき事項を記載した様式第二による認定申請書

2 前項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該認定申請書の副本

二 前項の規定に基づく申請(以下「申請」という。)を行う投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者が株式保有特定中小会社等又は募集取扱特定中小会社等に対して積極的な指導を行うことが確実であることを説明した書類

三 申請を行う投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者の登記事項証明書

四 申請を行う投資事業有限責任組合の組合契約書の写し又は少額電子募集取扱業者の取扱要領の写し

(平一六経産告一五七・平一七経産告四六・令二経産告七三・令六経産告六七・令六経産告一七九・一部改正)

(認定証の交付)

第二条 経済産業大臣は、申請があった場合において、申請を行う投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者が株式保有特定中小会社等又は募集取扱特定中小会社等に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものであると認めるときは、前条第一項の認定(以下「認定」という。)をし、当該投資事業有限責任組合には様式第三による認定証を、当該少額電子募集取扱業者には様式第四による認定証を交付するものとする。

(令二経産告七三・一部改正)

(認定の公表)

第三条 経済産業大臣は、前条の認定をしたときは、第一条第一項の規定により当該認定をした投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者から提出された同項第一号に掲げる様式第一又は同項第二号に掲げる様式第二の別紙(以下「別紙」という。)及び当該認定の日を公表するものとする。

(令二経産告七三・一部改正)

(変更の届出)

第四条 認定を受けた投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者は、別紙に記載された事項の内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定に基づく届出があったときは、速やかにその旨及び変更後の別紙を公表するものとする。

(令二経産告七三・一部改正)

(誤りの申出等)

第五条 何人も、別紙に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、経済産業大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定に基づく申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出に係る事項について調査を行うものとする。

(令二経産告七三・一部改正)

(認定の取消し)

第六条 経済産業大臣は、認定を受けた投資事業有限責任組合又は少額電子募集取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定証の返還を求めることができる。

一 申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 第四条第一項の規定に基づく届出を怠ったとき又は同項の規定に基づく届出に際して虚偽の届出を行ったとき。

三 前条第二項の調査を拒んだとき。

四 当該投資事業有限責任組合又は当該少額電子募集取扱業者が株式保有特定中小会社等又は募集取扱特定中小会社等に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものであると認められなくなったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定に基づく取消しをしたときは、速やかにその旨及び当該取消しの日を公表するものとする。

(令二経産告七三・一部改正)

改正文 (平成一六年四月二八日経済産業省告示第一五七号) 抄

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一六年四月三〇日)

改正文（平成一七年三月三日経済産業省告示第四六号）抄

平成十七年三月七日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省告示第四七号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日経済産業省告示第七三号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省告示第二六九号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年三月三〇日経済産業省告示第六七号）

この告示は、令和七年一月一日から施行する。

附 則（令和六年一〇月三十一日経済産業省告示第一七九号）

この告示は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和六年一一月一日）

様式第一（第一条関係）

(令 2 経産告 73・全改、令 2 経産告 269・一部改正)

【図】略

様式第二(第一条関係)

(令 2 経産告 73・追加、令 2 経産告 269・一部改正)

【図】略

様式第三(第二条関係)

(令 2 経産告 73・全改・旧様式第二繰下)

【図】略

様式第四(第二条関係)

(令 2 経産告 73・追加)

【図】略